

中央大学 信窓会
会 長 金子 尚道様
研修部長 林 良雄様

研修支援費支給申請書

令和 年 月 日
信窓会 支部
支部長 (印)
電 話

中央大学信窓会研修支援要領の規定により、別紙の研修計画に日時、場所、講師名、演題、参加見込み人数、その他必要と認めた事項を記載して、下記請求金員の支給を申請します。

支部再建総会 における講演 会等研修 研修支援要領 第2条(1)	講師謝金 20,000円以内	講師交通費 10,000円以内	会場借上費 5,000円以内	備 考 (決済額)
	請求額 円	請求額 円	請求額 円	(円)
支部の計画す る講演会等の 研修 研修支援要領 第2条(2)	講師等に支払 う謝金の2分 の1以内でか つ10,000円を 上限とする	講師等に支払 う交通費の2 分の1以内で かつ5,000円 を上限とする	会場借上費の2 分の1以内でか つ3,000円を上 限とする	備 考 (決済額)
	実際支払額 円	実際支払額 円	実際支払額 円	(円)
	請求額 円	請求額 円	請求額 円	(円)
承認決裁者 令和 年 月 日 支給 (印)			合 計	円

- 注 1. 「支部再建総会における」とは、再建前4年以上支部総会その他の会を開催していない支部です。
2. 「支部の計画する講演会等」には、定時・定期総会時の講演会等は含まれません。
3. この支援支給は、1支部につき年間(4/1～3/31)1回とし、全体で年間5回まで、かつ本部予算で定める額を上限とします。
4. 支部が計画する講演会等(第2条(2))に係わる支援支給は、当該支部が前年度に本部に納入済みの会費の総額の2分の1を超えることはできません。
5. 上記における講演会等で、本会会員が講師を務める場合には、支援支給の請求はできません。
6. 支給金の振込先は出来るだけ「JP ゆうちょ銀行」にお願いします。(2020/07/13)